

山梨県公報

号外第九号

令和三年

三月三十一日

水曜日

目次

○山梨県条例等の一部を改正する条例……………一

条例のあらまし

○山梨県条例等の一部を改正する条例(条例第二十六号)(税務課)

- 1 地方税法の一部改正に伴い、次の改正を行うこととした。
 - (一) 個人県民税について、所得税の住宅ローン控除の改正による措置(控除期間を三年間とする特例の適用期限の延長等)の対象者についても、適用年の各年において、所得税額から控除しきれない額を、現行制度と同じ控除限度額の範囲内で個人県民税額から控除する。
 - (二) 自動車税環境性能割について、新たな燃費基準のもとで税率区分を見直すとともに、税率を一パーセント分軽減する特例措置の適用期限を九月延長し、令和三年十二月三十一日までに取得したものを対象とする。
 - (三) 自動車税種別割について、グリーン化特例の燃費基準による適用区分を除外した上で二年延長し、令和三年度及び令和四年度に取得したものを対象とする。
 - (四) 不動産取得税について、住宅の取得及び土地の取得に対する税率を三パーセント(本則四パーセント)とする特例措置を三年延長する等の改正を行う。
 - (五) 軽油引取税について、課税免除の特例措置を三年延長する。
- 2 この条例は、一部を除き、令和三年四月一日から施行することとした。

条例

山梨県条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月三十一日

山梨県知事 長崎 幸太郎

山梨県条例第二十六号

山梨県公報号外 第九号 令和三年三月三十一日

山梨県条例等の一部を改正する条例

(山梨県条例の一部改正)

第一条 山梨県条例(昭和三十六年山梨県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第二十八条の六第一項第一号中「本条」を「この条」に改める。

第六項中「記名押印」を「自己の氏名又は名称を記載」に改める、同条

第六項中「記名押印」を「自己の氏名又は名称を記載」に改める、同条

同項第四号イ(2)中「令和二年度以降」を「令和十二年度以降」に、「令和二年度基準エネルギー消費効率」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率」に、「百分の百十」を「百分の七十五」に改め、同号イに次のように加える。

(3) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて令和二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条及び第百十四条の七において「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。)

以上であること。
第百十四条の三第一項第四号ロ(2)中「令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十五」に改め、同号ロに次のように加える。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第百十四条の三第一項第四号ハ中「又はトラック」を削り、同号ハ(2)中「基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条及び第百十四条の七において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。)」に百分の百二十」を「令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五」に改め、同号ホ中「又はトラック」を削り、同号ホ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号中ホをへとし、同号ニ(2)中「百分の百十」を「百分の百十五」に改め、同号中ニをホとし、ハの次に次のように加える。

二 車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので府令で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び第百十四条の七において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十五を乗じて得た数値以上であること。

第百十四条の三第一項第四号に次のように加える。

ト 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので府令で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

第百十四条の三第一項第五号イ(2)中「令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五」に改め、同号イに次のように加える。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第百十四条の三第一項第五号ロ(2)中「令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十五」に改め、同号ロに次のように加える。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第百十四条の三第一項第六号イを次のように改める。

イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので府令で定めるもの

(1) 道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で府令で定めるもの（以下この号及び第百十四条の七において「平成三十年軽油軽中量車基準」という。）又は同項の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で府令で定めるもの（以下この号及び第百十四条の七において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。）に適合すること。

きものとして定められた排出ガス保安基準で府令で定めるもの（以下この号及び第百十四条の七において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。）に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五を乗じて得た数値以上であること。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第百十四条の三第一項第六号ロを削り、同号ハ中「又はトラック」を削り、同号ハ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号中ハをことし、同号ロ(2)中「百分の百十」を「百分の百十五」に改め、同号中ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので府令で定めるもの

(1) 平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十五を乗じて得た数値以上であること。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第百十四条の三第一項第六号ホ中「三・五トンを超えるバス又はトラック」を「二・五トンを超え三・五トン以下のトラック」に改め、同号ホ(1)中「平成二十一年軽油重量車基準」を「平成二十一年軽油軽中量車基準」に改め、同号ホ(2)中「百分の百十五」を「百分の百二十」に改め、同号に次のように加える。

ヘ 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので府令で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成二十八年十月一日（車両総重量が三・五トンを超え七・五トン以下のものにあつては、平成三十年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で府令で定めるもの（第百十四条の七第一項第三号ホ(1)(i)及び第二項第三号二(1)(i)において「平成二十八年軽油重量車基準」という。）に適合すること。

(ii) 道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成二十一年十月一日

(車両総重量が十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で府令で定めるもの(以下(ii)及び第百十四条の七において「平成二十一年軽油重量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

第百十四条の三第二項中「第四号イからハまで」を「第四号イからニまで」に、「規定は、令和二年度エネルギー消費効率」を「規定は、令和十二年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として府令で定める方法並びに令和二年度エネルギー消費効率」に改め、同項の表を次のように改める。

第四号イ(2)	令和十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条及び第百十四条の七において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。)	平成二十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条及び第百十四条の七において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。)
第四号イ(3)	基準エネルギー消費効率であつて令和十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条及び第百十四条の七において「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。)	平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値
第四号ロ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十五	平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百八十四

第四号ロ(3)	令和二年度基準エネルギー消費効率	平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値
第四号ハ(2)	令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五	平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百五十七
第四号ニ(2)	基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条及び第百十四条の七において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百二十五	平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百五十七

3 第百十四条の三第二項の次に次の一項を加える。

第一項(第四号イ及びロ、第五号並びに第六号イ及びロに係る部分に限る。)の規定は、令和十二年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として府令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、令和二年度基準エネルギー消費効率及び平成二十七年基準エネルギー消費効率を算定する方法として府令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定している自動車(第百十四条の七第五項において「令和二年度基準エネルギー消費効率等算定自動車」という。)について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる第一項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四号イ(2)	令和十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条及び第百十四	令和二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものに百分の百九
---------	---	--

		条の七において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の七十五	
第四号ロ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十五	令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十三	
第五号イ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五	令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百九	
第五号ロ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十五	令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十三	
第六号イ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五	令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百九	
第六号ロ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十五	令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十三	

第百十四条の七第一項中「同条第二項」の下に「又は第三項」を加え、同項第一号イ(2)中「令和二年度基準エネルギー消費効率」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十五を乗じて得た数値」に改め、同号イに次のように加える。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第百十四条の七第一項第一号ロ(2)中「令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五」に改め、同号ロに次のように加える。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第百十四条の七第一項第一号ハ中「又はトラック」を削り、同号ハ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改め、同号ホ(2)中「百分の百十」を「百分の百十五」に改め、同号中ホをへとし、同号ニ(2)中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同号中

ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ 車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので府令で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上であること。

第百十四条の七第一項第二号イ(2)中「令和二年度基準エネルギー消費効率」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十五を乗じて得た数値」に改め、同号イに次のように加える。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第百十四条の七第一項第二号ロ(2)中「令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五」に改め、同号ロに次のように加える。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第百十四条の七第一項第三号ニを削り、同号中ハをホとし、同号ロ(2)中「百分の百十」を「百分の百十五」に改め、同号中ロをコとし、同号イ(2)中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同号中イをハとし、ハの前に次のように加える。

イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので府令で定めるもの

(1) 平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十五を乗じて得た数値以上であること。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので府令で定めるもの

(1) 平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合す

ること。

(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五を乗じて得た数値以上であること。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第百十四条の七第二項中「第四項」の下に「又は第五項」を加え、同項第一号イ中「営業用の」を削り、同号イ(2)中「平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十」を「令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十」に改め、同号イに次のように加える。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第百十四条の七第二項第一号ロを削り、同号ハ(2)中「百分の百十」を「百分の百十五」に改め、同号中ハをロとし、同号ニ(2)中「以上」を「に百分の百五を乗じて得た数値以上」に改め、同号中ニをハとし、同号ホ(2)中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同号中ホをニとし、同項第二号を次のように改める。

二 石油ガス自動車（乗用車に限る。）のうち、次のいずれにも該当するもので府令で定めるもの

イ 次のいずれかに該当すること。

(1) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ロ エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十を乗じて得た数値以上であること。

ハ エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第百十四条の七第二項第三号ニを削り、同号中ハをニとし、同号ロ(2)中「百分の百五」を「百分の百十」に改め、同号中ロをハとし、同号イ(2)中「以上」を「に百分の百五を乗じて得た数値以上」に改め、同号中イをロとし、ロの前に次のように加える。

イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので府令で定めるもの

(1) 平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十を乗じて得た数値以上であること。
(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第百十四条の七第三項中「次項」の下に「又は第五項」を加え、同条第四項中「第一号（第一号イからハまで）」を「第一号（第一号イからニまで）」に、「第二号（第一号イからハまで）」を「第二号（第一号イ及びロ）」に改め、同項の表を次のように改める。

第一項第一号イ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十五	第百十四条の三第二項に規定する基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この号及び次項第一号において「平成二十二年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百四十一
第一項第一号イ(3)	令和二年度基準エネルギー消費効率	平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値
第一項第一号ロ(2)	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十五	平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百六十二
第一項第一号ロ(3)及びハ(2)	令和二年度基準エネルギー消費効率	平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値
第一項第一号ニ(2)	平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百二	平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百五

第二項第一号イ(2)	令和十二年度基準エネルギー ー消費効率に百分の六十	平成二十二年基準エネルギー ー消費効率に百分の百三十	十
第二項第一号イ(3)	令和二年度基準エネルギー ー消費効率	平成二二年度基準エネルギー ー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値	十
第二項第一号ロ(2)	平成二十七年基準エネルギー ー消費効率に百分の百十五	平成二二年度基準エネルギー ー消費効率に百分の百四十四	十

5 第百十四条の七に次の一項を加える。
 第一項（第一号イ及びロ、第二号並びに第三号イ及びロに係る部分に限る。）及び第二項（第一号イ、第二号及び第三号イに係る部分に限る。）の規定は、令和二年度基準エネルギー消費効率等算定自動車について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項第一号イ(2)	令和十二年度基準エネルギー ー消費効率に百分の六十五	令和二年度基準エネルギー ー消費効率に百分の九十四
第一項第一号ロ(2)	令和十二年度基準エネルギー ー消費効率に百分の七十五	令和二年度基準エネルギー ー消費効率に百分の百九
第一項第二号イ(2)	令和十二年度基準エネルギー ー消費効率に百分の六十五	令和二年度基準エネルギー ー消費効率に百分の九十四
第一項第二号ロ(2)	令和十二年度基準エネルギー ー消費効率に百分の七十五	令和二年度基準エネルギー ー消費効率に百分の百九
第一項第三号イ(2)	令和十二年度基準エネルギー	令和二年度基準エネルギー

第一項第三号ロ(2)	令和十二年度基準エネルギー ー消費効率に百分の七十五	令和二年度基準エネルギー ー消費効率に百分の百九
第二項第一号イ(2)、 第二号ロ及び第三号 イ(2)	令和十二年度基準エネルギー ー消費効率に百分の六十	令和二年度基準エネルギー ー消費効率に百分の八十七

附則第十条の二第一項、第三項、第四項及び第六項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。
 附則第十条の三第一項並びに附則第十条の五第一項及び第三項中「令和三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。
 附則第十二条の五第一項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同条第二項中「同条第四項」の下に「又は第五号」を、「第二号ロ」の下に「若しくは第三号ロ（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）」を加え、「令和三年三月三十一日」を「令和三年十二月三十一日」に改め、同条に次の二項を加える。
 3 第百十四条の三第一項第六号に規定する軽油自動車（以下この条及び附則第十二条の六において「軽油自動車」という。）のうち、同号イ(1)に規定する平成三十年軽油軽中量車基準（附則第十二条の六において「平成三十年軽油軽中量車基準」という。）及び同号イ(1)に規定する平成二十一年軽油軽中量車基準（附則第十二条の六において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。）に適合する乗用車（同号イ及びロに掲げる乗用車を除く。）に対しては、当該軽油自動車の取得が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第百十四条第一項の規定にかかわらず、自動車税の環境性能割を課することができない。
 4 第百十四条の七第一項第三号イ若しくはロ又は第二項第三号イに掲げる軽油自動車に対しては、当該軽油自動車の取得が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第百十四条第一項の規定にかかわらず、自動車税の環境性能割を課することができない。
 附則第十二条の五の二第一項中「同条第四項」の下に「又は第五項」を加え、同項の表中「第四項」の下に「又は第五項」を加え、同条第二項中「同条第四項」の下に「又は第五項」を加える。
 附則第十二条の五の四第一項中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十

一日に改め、同項第一号中「令和二年度」を「令和七年度」に改め、同条第二号中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に、「乗車定員三十人未満の附則第十二条の五の四第二項に規定する路線バス等にあつては、二百万円」を「乗車定員三十人以上の附則第十二条の五の四第二項に規定する路線バス等のうち、道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供する自動車（空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港又は同法附則第二条第一項の政令で定める飛行場を起点又は終点とするもので府令で定めるものに限る。）にあつては八百万円とし、乗車定員三十人未満の附則第十二条の五の四第二項に規定する路線バス等にあつては二百万円とする。」に改め、同項第一号中「令和二年度」を「令和七年度」に改め、同条第三号中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同項第一号中「令和二年度」を「令和七年度」に改め、同条第四号中「令和三年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同項第一号中「令和二年度」を「令和七年度」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。次項及び第六項において同じ。）が八トンを超え二十トン以下のトラック（府令で定めるけん引自動車及びけん引自動車を除く。次項第三号及び第四号において同じ。）であつて、同法第四十一条第一項の規定により平成二十八年二月一日以降に適用されるべきものとして定められた横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び次項において「車両安定性制御装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で府令で定めるもの（次項において「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。）、同条第一項の規定により平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び次項において「衝突被害軽減制御装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で府令で定めるもの（次項において「衝突被害軽減制御装置に係る保安基準」という。）、同条第一項の規定により平成二十七年八月一日以降に適用されるべきものとして定められた車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び次項において「車線逸脱警報装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で府令で定めるもの（次項において「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。）、同条第一項の規定により令和四年五月一日以降に適用されるべきものとして定められた左側面への衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び第六項において「側方衝突警報装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で府令で定めるもの（第六項において「側方衝突警報装置に係る保安基準」という。）の

いずれにも適合するもののうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制御装置、車線逸脱警報装置及び側方衝突警報装置を備えるもの（府令で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第百十四条の六の規定の適用については、当該自動車の取得が令和三年十月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から五百二十五万円を控除して得た額とする。

附則第十二条の五の四第五号中「第一号から第三号までに掲げる自動車にあつては当該自動車の取得が令和元年十一月一日から令和三年三月三十一日までに行われたときに限り、第四号に掲げる自動車にあつては当該自動車の取得が令和元年十月一日から令和三年三月三十一日まで」を「当該自動車の取得が令和三年十月三十一日まで」に改め、同項第一号中「バス等」を「乗用車（府令で定めるものに限る。）又はバス（府令で定めるものに限る。）（次号において「バス等」という。）」に改め、同条第六項を削り、同条第七号中「バス等又は車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラック若しくは車両総重量が二十トンを超え二十トン以下のトラック」を「車両総重量が八トンを超えるトラック（府令で定めるけん引自動車を除く。）」に、「平成二十七年八月一日」を「令和四年五月一日」に、「車線逸脱警報装置に係る保安基準」を「側方衝突警報装置に係る保安基準」に、「車線逸脱警報装置」を「側方衝突警報装置」に、「令和二年十月三十一日（バス等及び車両総重量が三・五トンを超え八トン以下のトラックにあつては、令和元年十月三十一日）」を「令和五年三月三十一日」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とする。

附則第十二条の六第一号中「次項第一号」を「以下この条」に、「次項第二号」を「以下この条」に、「令和元年度分」を「当該各号に定める年度以後の年度分」に改め、同項第一号中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に、「もの」を「もの」に、「初回新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度」に改め、同項第二号中「第百十四条の三第一項第六号に規定する軽油自動車（次項第六号において「軽油自動車」という。）」を「軽油自動車」に、「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に、「もの」を「もの」に、「初回新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度」に改め、同条第二号中「当該自動車（家用の乗用車を除く。）が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（法第七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。）に限り、当該自動車及び平成三十一年四月一日（家用の乗用車にあつては、令和元年十月一日）から令和二年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和二年度分の自動車税の種別割に限り」

を削り、「第一百六条の」を「同条の」に改め、同項第二号中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に改め、「排出ガス保安基準で府令で定めるもの」の下に「(第五項第二号において「平成三十年天然ガス車基準」という。)」を加え、「同号ロ」を「同条第一項第二号ロ」に改め、「この号」の下に「及び第五項第二号」を加え、同項第四号中「平成三十年ガソリン軽中量車基準(次項第一号)」を「平成三十年ガソリン軽中量車基準(以下この条)」に、「同条第一項第四号イ(1)(ii)」を「同号イ(1)(ii)」に、「平成十七年ガソリン軽中量車基準(次項第一号)」を「平成十七年ガソリン軽中量車基準(以下この条)」に、「同条第一項第四号イ(2)」を「同号イ(3)」に改め、同項第五号中「平成三十年石油ガス軽中量車基準(次項第二号)」を「平成三十年石油ガス軽中量車基準(以下この条)」に、「同条第一項第五号イ(1)(ii)」を「同号イ(1)(ii)」に、「平成十七年石油ガス軽中量車基準(次項第二項)」を「平成十七年石油ガス軽中量車基準(以下この条)」に改め、同項第六号中「第一百十四条の三第一項第六号イに規定する」及び「同号イに規定する」を削り、同条第三項中「掲げる自動車」の下に「(前項の規定の適用を受けるものを除く。)」を加え、「当該自動車(自家用の乗用車を除く。)」が平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割(法第七十七条の十第一項又は第二項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもつて課されるものに限る。)に限り、当該自動車が平成三十一年四月一日(自家用の乗用車にあつては、令和元年十月一日)から令和二年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割に限り、「第七十七条の七」を「同条」に改め、同条第四項中「第二項(第四号及び第五号を除く。)」を「第二項第一号から第三号まで」に改め、同条に次の二項を加える。

5 次に掲げる自動車(自家用の乗用車を除く。)に対する第一百六条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和五年度分の自動車税の種別割に限り、第二項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

- 一 電気自動車
- 二 天然ガス自動車のうち、平成三十年天然ガス車基準に適合するもの又は平成二十一年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので府令で定めるもの

三 第一百十四条の三第一項第三号に規定する充電機能付電力併用自動車

四 ガソリン自動車(営業用の乗用車に限る。)のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が第一百十四条の三第一項第四号イ(2)に規定する令和十二年度基準エネルギー消費効率(以下この項及び次項において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。)に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和十二年度基準エネルギー消費効率以上のもので府令で定めるもの

五 石油ガス自動車(営業用の乗用車に限る。)のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和十二年度基準エネルギー消費効率以上のもので府令で定めるもの

六 軽油自動車(営業用の乗用車に限る。)のうち、平成三十一年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上のもので府令で定めるもの

6 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第一百六条第一項の規定の適用については、当該営業用の乗用車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り、当該営業用の乗用車が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和五年度分の自動車税の種別割に限り、第三項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上かつ令和十二年度基準エネルギー消費効率以上のもので府令で定めるもの

二 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が

平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のものので府令で定めるもの

三 軽油自動車のうち、平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のものので府令で定めるもの

附則第十二条の十三第一項中「令和三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則第十二条の二十五に次の一項を加える。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第六条の二第一項の規定の適用を受けた場合における附則第六条の二第一項及び第三項並びに附則第十二条の十九第三項の規定の適用については、附則第六条の二第一項中「令和十五年度」とあるのは「令和十七年度」と、同項及び同条第三項並びに附則第十二条の十九第三項中「令和三年」とあるのは「令和四年」とする。

附則第十二条の二十六第一項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

（山梨県条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第二条 山梨県条例等の一部を改正する条例（平成二十八年山梨県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

第七条のうち山梨県条例附則第十二条の六の二第四項から第八項までを削る改正規定中「第四項から第八項まで」を「中第四項及び第五項を削り、第六項を第四項とし、第七項及び第八項」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この条例は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。

（不動産取得税に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の山梨県条例（次条において「新条例」という。）の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」

という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。（自動車税に関する経過措置）

第三条 新条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、令和三年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和二年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番